

高崎市内の土地や家屋の所有者（納税義務者）が 亡くなられたときに必要な手続きについて

1 法務局での相続登記について

高崎市内の土地や家屋の所有者（納税義務者）が亡くなられた場合には、**法務局において相続登記（所有権移転登記等）を行うことをご検討ください**。今後、時間が経てば経つほど、相続関係がより複雑になり、話し合いがまとまりにくくなることなどが懸念されるためです。

2 相続人による共有と連帯納税義務について

相続登記が行われるまでは、原則として、所有者（納税義務者）が亡くなられたときから**相続人の方全員でその土地や家屋を共有している状態となります**（民法第898条）。また、複数の方で共有する土地や家屋の固定資産税については、法律上、**共有する方全員が連帯して納税する義務を負うことになっています**（地方税法第10条の2）。

3 市への申告書の提出について

上記1、2のことからも、できるだけ早めに相続登記をされることをおすすめいたします。しかし、ご事情などによっては、すぐに行えないような場合もあろうかと思いますので、まずは、市に「**固定資産税納税義務代表者申告書（相続人代表者届出書）**」をご提出ください。

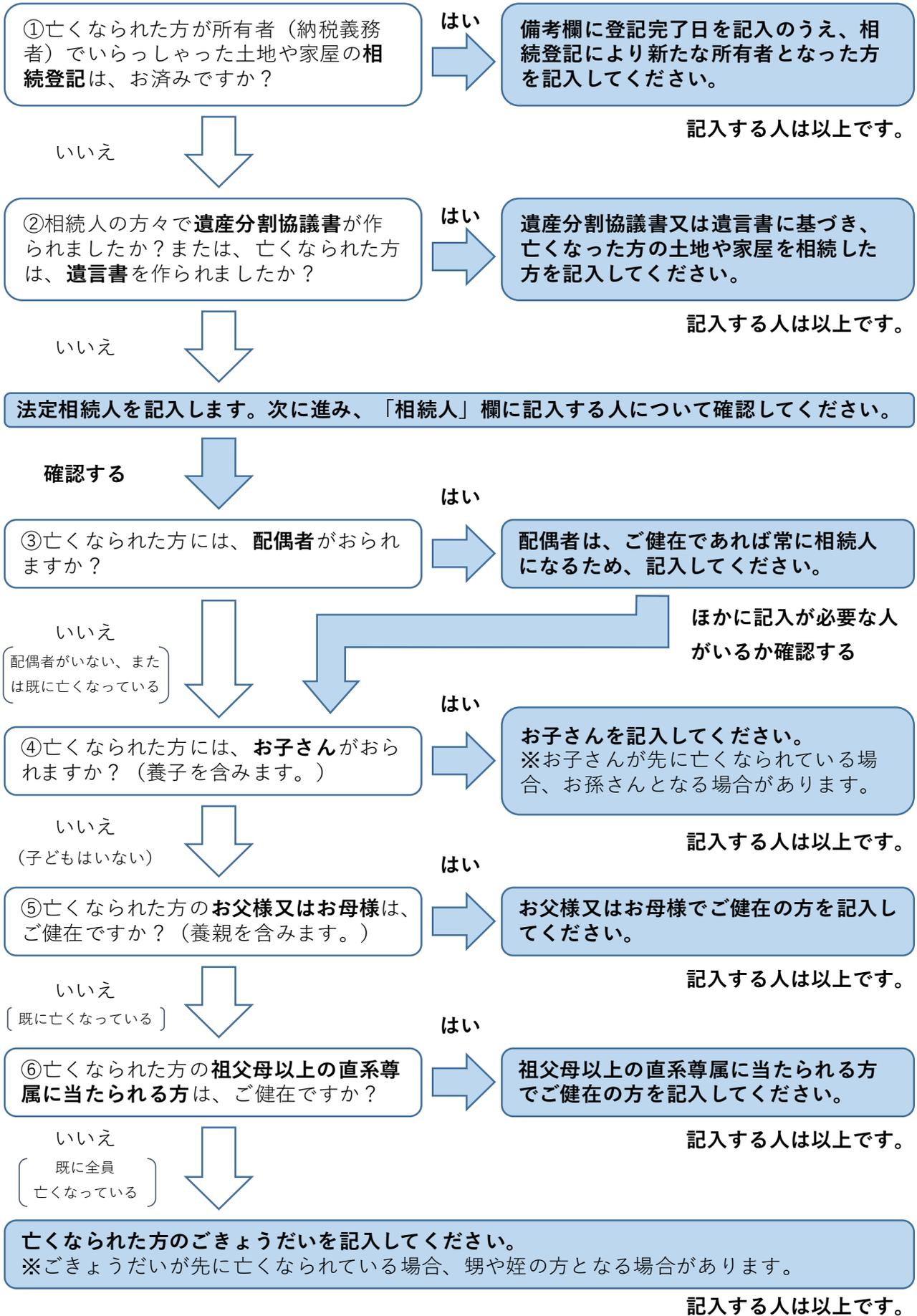
この申告書は、高崎市内の土地や家屋の所有者（納税義務者）が亡くなられた場合に、現所有者（※）の方に申告していただくものです。現所有者であることを知った日の翌日から3か月以内に提出してください（市税条例第74条の3）。ご提出いただくことにより、次年度以降、相続登記がお済みになるまでは、**申告していただいた内容に基づき、代表者の方宛に納税通知書を送付いたします**（所有権を定めるものではありませんので、代表者の方以外の納税義務が無くなるわけではありません。）。また、正当な事由なく申告をしなかった場合には、過料を科することが規定されています（市税条例第75条）。

※ 現所有者・・・登記簿等に土地や家屋の所有者として登記・登録されている方が亡くなられている場合に、その土地や家屋を所有している方のことを言い、主に相続人の方がこれにあたります（地方税法第384条の3）。

書類の書き方、提出の方法などご不明な点がございましたら、お手数でも担当までお問い合わせください（**裏面も併せてご覧ください**。）。

高崎市役所 財務部 資産税課 管理償却資産担当
電話 027-321-1111（代表）
027-321-1222（直通）

固定資産税納税義務代表者申告書（相続人代表者届出書）の「相続人」欄に記入する人について



※ 記入する人が複数おられる場合には、代表者についてご相談のうえ、提出してください。

※ これは、発生し得る全ての相続のパターンを網羅したものではありません。